

議案第40号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備
に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に
関する条例を次のように制定する。

令和元年8月29日提出

逗子市長 桐ヶ谷 寛

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備
に関する条例

(逗子市職員定数条例の一部改正)

第1条 逗子市職員定数条例(昭和26年逗子市条例第6号)の一部を次のように改正す
る。

第2条中「を除き、常勤の嘱託を含む」を「を除く」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第2条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成15
年逗子市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附採用」を「条件付
採用」に改める。

(逗子市職員の勤務時間に関する条例の一部改正)

第3条 逗子市職員の勤務時間に関する条例(昭和47年逗子市条例第8号)の一部を次
のように改正する。

第1条中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)」を「地方公務員法(昭和25年法
律第261号。以下「法」という。)」に改める。

第2条第3項中「地方公務員法」を「法」に改め、同条中第7項を第8項とし、第

6 項を第 7 項とし、第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 法第22条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)の勤務時間は、第 1 項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 38時間45分に満たない範囲内で、任命権者が別に定める。

第 3 条第 1 項ただし書中「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員」に改める。

(逗子市職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第 4 条 逗子市職員の休日及び休暇に関する条例(昭和35年逗子市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第 8 条の 3 第 1 項中「の規定により時間外勤務手当」を「又は逗子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和 年逗子市条例第 号)第10条の規定による時間外勤務手当(パートタイム会計年度任用職員にあつては同条例第20条第 4 項の規定による時間外勤務に係る報酬。以下この項において同じ。)」に改める。

第 9 条中「勤務時間条例第 2 条第 6 項」を「勤務時間条例第 2 条第 7 項」に改める。

(逗子市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正)

第 5 条 逗子市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例(昭和26年逗子市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 項を加える。

4 法第22条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員に対する第 1 項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(逗子市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第 6 条 逗子市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和26年逗子市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「の合計額」の次に「(法第22条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員については、報酬の額)」を加える。

(逗子市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 7 条 逗子市職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年逗子市条例第 4 号)の一部を

次のように改正する。

第7条第1項中「第18条第1項」の次に「並びに逗子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和 年逗子市条例第 号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。）第15条第1項及び第24条第1項の規定により準用する給与条例第18条第1項」を加え、同条第2項中「ある職員」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第8条中「育児休業をした職員」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第12条中「第2条第6項」を「第2条第7項」に改める。

第24条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、会計年度任用職員給与条例第17条又は同条例第27条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額又は同条例第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額して支給する。

（逗子市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第8条 逗子市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年逗子市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

（逗子市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第9条 逗子市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年逗子市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条の2第4項」を「第203条の2第5項」に改める。

（逗子市職員給与条例の一部改正）

第10条 逗子市職員給与条例（昭和31年逗子市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び」を「、地方公務員法第22条の3第4項及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第2号の規定により臨時的に任用される職員並びに」に改める。

第13条第3項中「勤務時間条例第2条第6項」を「勤務時間条例第2条第7項」に改める。

(逗子市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第11条 逗子市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成21年逗子市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第17条中「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第1号に掲げる職員」を加え、「第2条第3項又は第4項」を「第2条第3項、第4項又は第6項」に改める。

(逗子市臨時職員の給与に関する条例の廃止)

第12条 逗子市臨時職員の給与に関する条例（昭和31年逗子市条例第10号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(提案理由)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行に伴い、関係条例の整備を行うため提案する。